車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

E　次の算式により算定した額

算式

e1 ＋ e2 × 0.02 ＋ e3 ＋ e4 × 0.03

e2 × 0.02 及び e4 × 0.03 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

e1　平成31年改正前地方税法附則第12条の２第２項第４号ロ、同号ハ、第６号ロ及び同号ハ、第12条の２の２第２項第１号ロ、同条第３項第１号イ、同号ロ、第２号イ、同号ロ及び同号ハ、同条第４項第１号ロ、同条第５項第１号イ、同号ロ、第２号イ、同号ロ及び同号ハ、同条第６項第１号ロ、並びに同条第７項第１号イ、同号ロ、第２号イ、同号ロ及び同号ハのいずれにも該当しないバス又はトラック（以下この条において「その他のバス又はトラック」という。）のうち営業用の自動車で新車新規登録を受けたものの取得に対して平成30年度における当該都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

e2　その他のバス又はトラックのうち営業用の自動車で新車新規登録を受けたもの以外の取得に対して平成30年度における当該都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

e3　その他のバス又はトラックのうち自家用の自動車で新車新規登録を受けたものの取得に対して平成30年度における当該都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

e4　その他のバス又はトラックのうち自家用の自動車で新車新規登録を受けたもの以外の取得に対して平成30年度における当該都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

（改正後地方税法に規定する自動車税の種別割の基準税額の算定方法）

第二十四条の三　改正後地方税法第百四十五条第二号に規定する種別割（以下「改正後地方税法に規定する自動車税の種別割」という。）の基準税額の算定方法については、第二十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「0.9907」とあるのは「0.0093」と読み替えるものとする。

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額

［削る］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額